

埼玉県暴力団排除条例 Q&A

Q1 何のために、埼玉県暴力団排除条例は制定されたのですか？

A 暴力団対策法等が施行され、暴力団に対する厳しい取締りがなされていますが、暴力団構成員等の人数は横ばい状況であり、依然市民に対する重大な脅威となっています（平成23年末現在、全国では、六代目山口組、住吉会、稲川会等の暴力団構成員・準構成員数は7万0300人、埼玉県では、2790人を数えます）。暴力団のこのような状況は、暴力団を美化し、あるいは必要悪などとしてこれを容認する社会環境が存在するためです。暴力団を壊滅に追い込むためには、地域住民や事業者が各地の実情に応じ、暴力団排除意識を高め、一体となって暴力団との関係を遮断し、暴力団を市民社会から排除する必要があります。そして、その要請に応えたのが暴力団排除条例です。

この暴力団排除条例は、地域住民や事業者等に暴力団との関係遮断を要請するものであり、地域住民や事業者等を規制の対象としますが、他面、この暴力団排除条例は、地域住民や事業者等が暴力団からの不当要求を断る際の有力な武器（口実）になるというメリットがあることも忘れてはならないでしょう（「あなたにお金を払うと、当方が警察から制裁を受けることになってしまいます！」と言って、みかじめ料等の要求を拒否することができる）。

Q2 暴力団は強気をくじき弱気を助ける任侠団体ですから、暴力団を条例で排除しようとするのは、よくないことではないですか？

A 平成23年版犯罪白書によれば、各犯罪に占める暴力団構成員等の割合は、殺人17.8%、強盗21.8%、傷害21.8%、脅迫33.2%、逮捕・監禁

48・9%、恐喝44・9%、覚せい剤取締法違反52・9%等であり、暴力団が如何に社会に害悪をもたらしているか明らかです。任侠団体であるとの考えはこのような暴力団の実態とかけ離れた考え方と言わざるをえないでしょう。

裁判所も、「暴力団とは、その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいうところ、このような暴力団がもたらす社会的害悪や、暴力団から脱退することにより不利益な取扱いを免れることができることにかんがみれば、暴力団構成員であることに基づいて一般市民に比し不利益に取り扱われることがあっても、合理的な制約であるといえる。」と判示し、暴力団が社会に害悪を及ぼす団体であるとして、暴力団に対するより広範な規制を認めています。

Q3 事業者は、埼玉県暴力団排除条例により、どんなことが禁止されますか？

A 事業者は、暴力団員又は暴力団員が指定した者に以下のような利益供与をすることが禁止されます。

①事業者が、暴力団の威力を利用する（した）ことの対価として、利益供与をすること（19条1項1号）。

ex 用心棒代の支払、債権取立や地上げ屋として利用等

②事業者が、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対価のない利益供与をすること（19条1項2号）。

ex みかじめ料の支払、敷地を無償で駐車場に提供等

③事業者が、暴力団の活動を助長し又は運営に資することとなる利益供与のうち公安委員会で定めるもの（19条1項3号 施行規則3条 資金獲得又は威力を示すための活動を行う場所の提供、出資または融資、事業を委託し又は請負わせる）

ex 組葬にホールを賃貸等、

④事業者が、暴力団の活動を助長し又は運営に資することとなる利益の供与で

①②③以外のもの（19条2項）

ex 代紋入りの名刺・破門状の印刷，組長専用車に防弾ガラス取付等

※但し，通常価格での販売や請負等であること。不相当な価格であると②に該当する。

※①②③は悪質利益供与として，調査・勧告・公表の対象となりますが，④は，条例上の制裁措置はありません。

※③の活動助長利益供与は，場所の提供，出資または融資，事業の委託または請負わせに限定されています。したがって，請負，販売行為等は，③には該当せず，④に該当することになり，違反があっても埼玉県暴力団排除条例上では制裁措置はありません。但し，後述する事実上の制裁がなされることがあります。

Q4 事業者とは，どのような者ですか？

A 「事業者」とは「事業」即ち，一定の目的のもとになされる対外的活動（仕事）を行う団体または個人をいい，営利，非営利を問いません。

埼玉県暴力団排除条例は祭礼からの暴排規定を設けなかったところから，宗教法人は事業者に含まないとする見解もあると思われます。しかし，事業者の解釈上，除外する理由はありませんし，また，神社の祭礼の際に，神社側が，暴力団の活動を助長することを知って，境内に露天を出店させる行為を禁止の対象とすること等を否定する理由はないでしょう。

Q5 事業者の中でも，特に不動産業者や建設業者について，埼玉県暴力団排除条例で禁止されることがありますか？

A 不動産業者や建設業者の場合，土地や建物が暴力団事務所として利用されるこ

とを防止するために、これらの者の行う利益供与のうち特に以下の行為について禁止し、また、その違反行為については、悪質利益供与として、調査・勧告・公表の対象としています。

- ① 暴力団事務所の用に供されることを知って、不動産を譲渡・貸付をし、又は譲渡・貸付の代理、媒介をすること（23条2項，24条2項）
- ② 暴力団事務所の用に供されることを知って、建設工事を行うこと（25条2項） ex 暴力団事務所の内装工事等

Q6 埼玉県に住所のある事業者でも東京都暴力団排除条例に違反することがありますか？

A 暴力団排除条例は、既に、全ての都道府県で施行され、東京都暴力団排除条例を含め全国の都道府県の暴力団排除条例に、埼玉県暴力団排除条例とほぼ同様な利益供与禁止規定があります。ところで、埼玉県に住所のある事業者が、埼玉県内で利益供与を行うと埼玉県暴力団排除条例が適用されますが、埼玉県内の事業者であっても、東京都内で利益供与を行うと東京都暴力団排除条例が適用されることとなります。要するに、利益供与がなされた都道府県の暴力団排除条例が適用されることとなります。

尚、東京都暴力団排除条例では、埼玉県暴力団排除条例より厳しい制裁措置があり、暴力団を積極的に利用する共生者的事業者の利益供与については、場合により1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることがあります。

Q7 暴力団員等に対する利益供与であっても、埼玉県暴力団排除条例の利益供与禁止に該当しないことがありますか？

A 埼玉県暴力団排除条例は、暴力団員等に対するすべての利益供与を禁止する訳ではありません。条例上以下のものについては、禁止の対象にはなりません。

① 暴力団の活動を助長等するものではない場合

暴力団員個人の日常生活に必要な範囲の取引は、暴力団員を個人的に利するにすぎない行為であり禁止の対象から除外されます。したがって、暴力団員個人やその家族のためのコンビニにおける飲食物の販売、そば屋の出前、身内だけで執り行う暴力団員の葬儀などの行為は規制の対象にはなりません。

② 法令上の義務に基づく場合

医師の診療行為、暴力団事務所に電気、ガス、水道等を供給する場合等は法令上診療義務、供給義務があり、禁止の対象になりません。

旅館業者は原則として宿泊拒否ができないことになっていますが、宿泊しようとする者が暴力団員である場合には、旅館業法5条2号の例外規定「宿泊しようとする者がとばく、その他違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき」に該当し、宿泊拒否が出来ます。

③ 情を知らずに締結した契約の債務を履行する場合

利益供与禁止規定に該当するには、契約の際に、取引の相手方が「暴力団員であること」及び「暴力団の活動を助長する等」の認識が必要です。したがって、取引の相手方が暴力団員であることを知らずに機械を販売した後に暴力団員であることが分った場合、瑕疵担保責任や付随する保証契約を履行することは禁止の対象になりません。

※これらの場合に、契約を解消し履行を拒否するには暴力団排除条項を契約条項の中に定めておくことが必要になり、ここが暴排条項のポイントです。

④ その他正当な理由がある場合

条例施行前に契約を締結し、暴力団事務所に事務機器をリースしていたところ、契約満了日までリースサービスを継続する場合、建設業法に基づいて保安上危険な建築物に対して行政庁から改築の命令を受けた場合等

Q8 事業者以外の一般の人でも、埼玉県暴力団排除条例で禁止されることがありますか？

A 何人も、暴力団又は暴力団関係者と不適切な関係を有しないようにしなければなりません（3条2項）。

但し、これは、努力規定であり、違反しても埼玉県暴力団排除条例上では、制裁措置はありませんが、後述する事実上の制裁があることを注意しなければなりません。

Q9 「暴力団関係者」とは、どんな人のことをいうのですか？

A 「暴力団関係者」とは、「暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。」とされています（3条2項）。具体的には、以下のような者を指します。

- ① 暴力団又は暴力団員に資金若しくは役務を提供し、又は便宜を供与する者
- ② 暴力団又は暴力団員を不当に利用している者
- ③ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、その者と下請け契約や物品購入契約等を締結している者
- ④ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

Q10 「不適切な関係」とは、具体的には、どのような場合を指しますか。

A 具体的には、以下のような場合を指します。

- ① 暴力団員が主催するゴルフコンペにたびたび参加している場合
- ② 暴力団員であることを知りながら、頻繁に飲食を共にしている場合
- ③ 誕生会、還暦祝いなどの名目で多数の暴力団員の集まる行事に出席している場合

- ④ 暴力団員が経営する会社であることを知りながらその会社の役員，従業員等に就いている場合等

Q11 埼玉県暴力団排除条例に違反したらどんな制裁がありますか？

A 埼玉県暴力団条例に違反した場合には，以下のような条例上の制裁措置とそれ以外の事実上の制裁があります。

(1) 条例上の制裁措置

先に述べた悪質利益供与をした場合には，以下の条例上の制裁措置がなされます。

① 説明又は資料の提出（調査）（27条）

違反事実を明らかにするために必要な説明をし，資料の提出をしなければなりません。

② 勧告（28条）

所定の勧告書により，違反行為をしないよう必要な勧告がなされます。

事業者が法人である場合は，法人に対して行われます。但し，各支店や営業所等がそれぞれの責任と判断において行っている場合には，その責任者に対して行われることがあります。

③ 公表（29条）

説明・資料の提出を拒んだり，勧告に従わなかった場合には，氏名（名称）や違反事実等について，埼玉県のホームページや広報誌等により公表がなされます。

(2) 事実上の制裁

暴力団員等に対する利益供与事実が公表等により発覚すると，銀行取引約款により，銀行取引停止処分を受けることがあり，事業者にとっては致命的な不利益が生じることになります。また，利益供与の事実が発覚すると，県の定め

る暴力団排除条項により、公共事業から排除されるという不利益をうけること
になります。さらには、契約における暴力団排除条項により、他の企業等との
取引からも排除されることもあるでしょう。

Q12 相手方が暴力団員かどうか、どのようにして確認すればよいのですか？

A 埼玉県暴力団排除条例は、事業者には暴力団員等に対する利益供与を禁止し、その前提として、疑念があると認められる場合には、取引の相手方が暴力団員であるか確認する義務を課しています。（21条1項 努力義務）。しかし、取引の相手方が暴力団員かどうかの確認作業は容易ではなく、その情報を入手しえなければ、利益供与禁止規定は有名無実化してしまいます。そこで、条例は、警察に暴力団情報の提供を求めることができることとしました（21条2項）。

警察庁は、これを受けて、平成23年12月、暴力団情報の提供に関する通達を全国の警察に出しました。情報提供の方式は以下のとおりです。

- ①対象者の氏名等が分る資料及び取引関係を裏付ける資料等の提出
- ②情報を他の目的に利用しない旨の誓約書の提出
- ③情報提供の相手方に守秘義務がある場合等、情報の適正な管理のために必要な仕組みが整備されていると認められるときには情報提供を文書によって行ってもよいが、それ以外の場合は、口頭による回答にとどめる。

Q13 暴力団員等との取引を断った場合、暴力団の報復が怖いですが、警察は守ってくれますか？

A 事業者等が暴排条例に基づき、暴力団との取引や関係を遮断し利益供与を拒絶した場合に、暴力団側からの報復が予想されますが、これを防止するための保護対策が不十分であるならば、暴排条例の実効性は危殆に瀕することになります。そこで、条例は、暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対

し、保護措置を講ずるものとし、また、警察庁もこれを受けて平成23年12月、保護対策実施要綱を策定し全国の警察に通達を出しました。

埼玉県警においては、この要綱に基づき、暴力団の排除や関係遮断に携わる民間人を保護する身辺警戒員(PROTECTION OFFICER=略称PO)60名が配置されました。

身辺警戒員は私服で行動し拳銃を所持できる他、必要に応じて24時間態勢で保護対象者を守るものであり、最終的には全国で数千人規模になる見込みです。

Q14 契約書に暴力団排除条項を定める必要がありますか？

A 企業のコンプライアンスの見地から取引における暴力団との関係遮断が強く要請されますので、契約における暴力団排除条項の導入が必要です。平成19年6月、政府の犯罪対策閣僚会議で「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の申し合せがなされた以降、各種業界において、契約書や約款等に暴力団排除条項を導入する動きが加速度的に進展しています。

さらに、今般制定された全国各地の暴力団排除条例においても、契約書に暴力団排除条項を導入すべきことを規定しています。

Q15 契約書に暴力団排除条項を定めるとどんなメリットがありますか？

A 暴力団排除条項を契約書に定めておく以下のようなメリットがあります。

① 暴力団排除条例でカバーできないところをカバーできます。例えば、相手方が暴力団員であることを知らずに契約してしまった契約の解消等が可能となります。

② 暴力団排除条例だけでなく、暴力団排除条項の定めもあれば、警察から暴力団情報が入手しやすくなるなど警察の協力を得やすくなります(取引からの暴力団排除の根拠がより明確になるのみならず、条例では、努力義務ではあっても、

暴排条項を定める義務を規定しており、それを履行しているかどうかにより、その企業の暴排意識の高さ、提供情報の悪用の可能性の有無等が判断されることになるでしょう)。

Q16 暴力団排除条項を定めるにあたっては、どのような工夫が必要ですか？

A 以下のような暴力団非該当表明確約条項等を契約書に導入するとよいでしょう。

(1) 暴力団非該当表明確約条項

(例文)

第〇条

甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者(以下、「暴力団員等」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

※契約をしようとする者が、暴力団員等である場合に、契約関係に入ってくることを牽制することが出来ます。

※暴力団員等がこの規定に反して契約を締結した場合には、虚偽の事実を申告し、財産上の利益を得たということで詐欺罪での立件がしやすくなり、警察の援助を期待できます。

※警察からの情報提供を受けやすくするためには、概念が曖昧な「準構成員」などとするより、「暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者」など明確な規定の仕方をするほうがよいでしょう。

(2) 調査協力条項

(例文)

第〇条

甲及び乙は、相手方が第〇条に違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力するものとする。

(3) 無催告解除

(例文)

第〇条

甲及び乙は、第〇条の確約に反して、相手方が暴力団員等あることが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

Q17 暴力団排除条例について、禁止行為に該当するかどうか、暴力団情報の提供を受けるにはどうしたら良いか、保護対策はどうするのか等、分からないことなどがある場合にはどこに相談すれば良いですか？

A 埼玉県警本部捜査第四課 (代) 048-832-0110 または
埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター 048-834-2140
にお問い合わせ下さい。

実 力 テ ス ト

Q1 私の知人で暴力団員の方がおりますが、この人と食事をすることも禁止されますか？

A 場合により禁止の対象になりますが、これに違反しても条例上の制裁はありません。しかし、事実上の制裁が加わる場合があります。

埼玉県暴力団排除条例では、「何人も、暴力団員又は暴力団関係者と不適切な関係を有しないようにしなければならない」と規定しています。したがって、暴力団員と「不適切な関係」例えば、頻繁に食事を共にすること等は条例上禁止されます。

尚、この規定に反しても、条例上の制裁処置はありませんが、その事実が明らかになった場合には、公共事業から排除されたり、企業との取引を停止されたりする等の事実上の制裁がなされることがあります。

Q2 飲食店を営んでおりますが、縄張りとしている暴力団員より、その経営するレンタル会社からお店に飾る絵画を月額5万円でレンタルしています。その絵画は印刷で、買っても数千円の品です。レンタルを断わらなければなりませんか？

A 断わるべきです。これは、レンタル料の名目でのみかじめ料の支払で、条例で禁止される不相当な対価での利益供与に該当します。違反すると悪質利益供与として調査・勧告・公表の対象になります。

Q3 ガソリンスタンドを営んでおりますが、近くの暴力団事務所の組員らにガソリンスタンドの駐車場を時々無料で使わせたり、車を無料で洗車したりしてました。今後は断わらなければなりませんか？

A 断わるべきです。条例で禁止される不相当な対価での利益供与に該当します。
違反すると悪質利益供与として調査・勧告・公表の対象になります。

Q4 宮司をしていますが神社のお祭りの際、暴力団員の経営する露天商であることを知りながら、境内の場所を提供することは禁止されますか？

A 禁止されます。神社も事業者であり、暴力団の活動を助長する場所の提供に該当します。違反しますと悪質利益供与として、調査・勧告・公表の対象になります。

Q5 葬儀社を営んでおりますが、先日、暴力団の組長が亡くなられ、その家族から葬儀を依頼され親族主催の葬儀を行いました。ところが、1ヵ月後、若頭という人から、組で取り仕切る葬儀の申し出がありました。断らなければいけませんか？

A 断るべきです。暴力団員の親族が個人的に行う葬儀を請け負うことは、暴力団の活動を助長等するものではありませんので、条例では禁止の対象になりません。しかし、一度葬儀を行って一ヶ月もしてから再度行うような葬儀は、暴力団の資金集めや勢力拡大のためのいわゆる組葬であり、暴力団の活動を助長する利益供与（場所の提供）に該当し、禁止の対象になります。また、違反しますと悪質利益供与として、調査・勧告・公表の対象になります。

Q6 建設業を営んでおりますが、元請の建設会社から暴力団事務所の内装の仕事の注文がありました。断わらなければいけませんか？

A 断わるべきです。建設業者が、暴力団事務所の用に供されることを知って、建設工事を行うことは、条例で禁止される建設業者の悪質利益供与に該当します。請負契約の相手方が暴力団員である必要はなく、元請会社の場合でも禁止行為に

該当します。違反すると、調査・勧告・公表の対象になります。

Q7 印刷業を営んでいますが、暴力団員の名刺や挨拶状の印刷の仕事の注文がありました。断わらなければいけませんか？

A 断わるべきです。暴力団の活動を助長する利益供与に該当します。しかし、通常の価格であれば悪質利益供与には該当しませんので、違反しても条例上の制裁措置の対象にはなりません。

但し、その事実が明らかになった場合には、公共事業から排除されたり、銀行取引を停止されたり、企業との取引を停止されたりするなどの事実上の制裁がなされることがありますので注意が必要です。

Q8 コンビニを経営していますが、小指がなく刺青をしている暴力団員風の人が時々買い物に来ることがあります。このような人にコンビニの品物を売ることは禁止されますか？

A 禁止されません。レジで暴力団員かどうか確認することは事実上困難です。また、仮に、暴力団員であったとしても、禁止される利益の供与は、暴力団の活動を助長等するものであることが必要ですので、暴力団員個人の生活に必要な範囲のものを売ることはこれに該当しません。

暴力団員が組事務所当番数名のために食料を買いに来たことを知りながら、食料を売った場合には、暴力団の活動を助長するものであり禁止される利益供与に該当すると思われます。但し、通常価格での販売であれば、悪質利益供与には該当しませんので、条例上の制裁はありません。

Q9 水道事業を営んでいますが、暴力団事務所にひく水道工事の注文がありましたが、断わらなければいけませんか？

A 断わる必要はありません。電気、ガス、水道等の供給は、法令上の義務であり、このような行為は条例上利益供与禁止の対象から除外されています。

Q10 ホテル業を営んでおりますが、暴力団が主催する新年会であることを知らずに宴会の予約を受け付けたところ、直前になり暴力団の主催する新年会であることが判明しました。そのまま新年会をホテルでやらせると、条例違反になりますか？

A 契約書等に暴力団排除条項がなく契約の解除等ができない場合には、新年会をそのまま行っても、情を知らないで締結した契約に係る債務の履行として条例上禁止の対象にはならないでしょう。

但し、暴力団排除条項も定めないでにおいて、債務の履行として、漫然と暴力団に利益供与をすることになれば、条例上の制裁を受けないとしても、新聞等により事実が発覚すると、社会的非難を浴びることはもちろんですが、銀行取引約款に基づく銀行取引停止や暴力団排除条項に基づく企業との取引停止等、事実上の制裁がなされる可能性もあるでしょう。